

1 目的

「郡山市地方社会福祉審議会児童福祉専門分科会」（以下「分科会」）と「子ども・子育て会議」（以下「子ども会議」）について、その所掌事務の一本化を図ることで、各種子ども関連施策の専門性及び審議の効率性を高め、本市における子ども政策の効果的な推進に資するため、分科会を解散し、その所掌事務を子ども会議へ統合する。

項目	現状 児童福祉専門分科会
設置年	平成9（1997）年4月1日
所掌事務	児童福祉に関する事項の調査審議（児童、妊産婦、知的障害者の福祉など） ✓ 保育所、小規模保育事業の認可についての意見 ✓ 児童福祉施設の設備または運営が基準に達せず、かつ児童福祉に著しく有害であると認められる場合、事業の停止を命ずる場合の意見 ✓ 放課後児童健全育成事業を行う者に対し、最低基準を超えてその設備及び運営を向上させるための勧告 ✓ 母子家庭等の福祉に関する事項の調査審議、諮問への答申 ✓ 家庭的保育事業等に関する事項の調査審議（地域型保育給付の対象の認可等）
根拠法令	・児童福祉法第8条（児童福祉審議会を必置※） ・社会福祉法第12条（社会福祉審議会に児童福祉に関する事項を調査審議させることができる） ※本市は、同条に基づき社会福祉審議会の中に「児童福祉専門分科会」を設置しているため設置不要
条例	・郡山市地方社会福祉審議会条例（平成12年4月1日施行） ・郡山市地方社会福祉審議会運営規程（平成9年4月1日施行）
委員任期	令和3（2021）年4月1日～令和6（2024）年3月31日※3年間
定数	10人以内（現在10人）※医師、歯科医師、大学教授、臨床心理士、保育士、幼稚園教諭等

解散・機能統合

項目	現状 子ども・子育て会議
設置年	平成25（2013）年8月28日
所掌事務	子ども・子育て支援に関する事項 ✓ 保育所等の利用定員に関する意見 ✓ 幼稚園・保育所等の保育料無料化・軽減等 ✓ 郡山市子ども条例についての審議 ✓ 郡山市保育・幼児教育ビジョンの策定についての審議 ✓ 第2期郡山市ニコニコ子ども・子育てプランの策定及び進行管理
根拠法令	・子ども・子育て支援法第72条（任意設置） ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（認定こども園法）第25条
条例	・郡山市子ども・子育て会議条例（平成25年7月11日施行）
委員任期	令和4（2022）年8月28日～令和7（2025）年8月27日※3年間
定数	20人以内（現在20人）※医師、弁護士、栄養士、看護師、保育士、幼稚園教諭、公募委員等

項目	統合後 子ども・子育て会議
統合年月日	令和6（2024）年4月1日
所掌事務	✓子ども・子育て支援、児童福祉に関する事項（上表赤枠内） ✓その他子ども・子育て施策に関すること（子ども・若者育成支援、子どもの貧困対策を含む） ✓こども基本法第5条に基づく新たなこども施策に関する計画（仮称）郡山市こども計画策定に伴う審議
根拠法令	✓子ども・子育て支援法第72条 ・就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（認定こども園法）第25条 ✓児童福祉法第8条第1項及び第3項
条例	郡山市子ども・子育て会議条例（令和5（2023）年12月定例会にて改正 令和5年12月19日公布 郡山市条例第43号）
委員任期	令和4（2022）年8月28日～令和7（2025）年8月27日※3年間 ただし、新たな委員については、委嘱の日から令和7（2025）年8月27日まで
定数	25人以内（現在20人） こども施策を総合的に推進するため有識者等の新規委嘱に備え、定数上限を5名増やす。 ✓今後委嘱する見込みの有識者等→若者支援の団体、貧困やひきこもり対策の団体、心の問題に取り組む臨床心理士等を検討していく（令和6年5月を目途に委嘱予定）